



水田作大豆 編集部

目 次

TPP大筋合意の妥結

—合意の要点、農産物の結果、取るべき対策—服部 信司 (4)

有機農業の新たな意義と課題

—日本と世界の将来展望……………古沢 広祐 (18)

有機農業がつむぐ地域経済

～多様な農の在り方を受容する小川町 ……折戸えとな (29)

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」③

農業経営の実績評価・改善計画を支援する

システム「CAPSS」の開発 ……松本 浩一 (37)

〔時評〕 ローカル・アベノミクスの中身は？ ……(KK) (2)

☆表紙写真 キンモクセイ 編集部

「農村と都市をむすぶ」2015年10号（第65巻10号）通巻768

ローカル・アベノミクスの中身は？



時評

六月三〇日に閣議決定された「日本再興戦略 改訂2015」を読むと、金融緩和・通貨増発でしゃにむに円安・株高を演出した以外に成果を上げていないアベノミクスなる代物の扱いに、政府がいかに苦勞しているかがよく分る。「アベノミクス第二ステージ」の目玉として、①未来投資による生産性革命、②ローカル・アベノミクスの推進が打ち上げられているが、その関係文書が内閣府の手によって多数作成され、ホームページ上で派手に宣伝されているので、ここでは長文であるだけに担当者の本音がよく出ている「まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」(www.kantei.go.jp)にそくしてその内容を吟味してみたい。

まず、基本認識として、歴代政府の経済失政によって「需要不足」状態が続いていたので、安倍内閣が「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」によって需要を追加したこと、それによって景気が回復し、デフレ脱却が達成されつつあり、「消費の持ち直しの兆し」が見えてきたという自画自賛がある。これまでの自民党内閣の経済政策が、①縦割り行政、②全国一律の手法(地方特性の無視)、③政策効果の検証無きバラマキ、④地域に浸透しない表面的施策、⑤短期的成果のみ追求、という五点で厳しく批判されており、その限りでは小気味良い。原発再稼働反対に転じて安倍内閣の足を引っ張っている小泉元首相に対する対抗心が垣間見られる。その上で現

状は、「投資の伸び悩み」状況が続いていること、地方経済が沈滞から脱却できていないことという二つの課題を残しているので、「第三の矢」として生産性革命と地方経済対策が今後の柱になるというわけである。

見られるように金融政策、財政政策は成功したが、第三の矢が効果を上げていないので、これに力を入れれば政策は完成するという論旨である。ただし「第三の矢」の見出しは「岩盤規制改革」とされており、規制を緩和して企業の創意工夫に期待しようという立場が強調されているに過ぎない。

そこで「第三の矢」の二つの中身を見ると、第一の「未来投資」には、「攻めのコーポレートガバナンス」、「イノベーション・ベンチャーの創出」、「成長市場への挑戦」、「第四次産業革命」、「個人の潜在力の徹底的な磨上げ」というように、口当たりの良いネーミングが列挙されているだけであり、「そうならば良いな」という願望の表明以上の具体性があるわけではない。特にその中で中心的位置にある「イノベーション・ベンチャーの創出」のための手法は、産業に役立つ日本の大学とアメリカのベンチャー企業・ファウンドを結びつけて儲け仕事を作ろうといったアイデアであり、内閣府の担当者が具体策のない文書を飾るために苦し紛れに書き込んだとしか思えない代物である。また潜在力の「磨上げ」など、成否を決するのはそれぞれの地域の企業・住民に任ざれているとして、あらかじめ自らの責任は問われないようにするスタンスをとっている。この文脈では「大学の機能強化」が強調されているが、その中身は「卓越大学院」に「卓越研究員」ポストを作れば、産学協同が進んで経

済的成果が得られるという想定である。文系学部を圧縮して理系を充実させる計画を各大学で立てよとする最近の文部科学省の指示はさっそくこれに追従したものであらう。

第二のローカル・アベノミクスについては、「中堅・中小企業・小規模事業者の『稼ぐ力』の徹底強化」、「サービス産業の活性化・生産性の向上」、「農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化」の三項目が並んでいる。

さて、こうした文章をどう評価したら良いのだろうか？ 七夕の短冊のように、「こうなると良いな」という願いが並んでいるだけで、それをどのような施策によって実現し、産業界と行政が責任をどう分担してどのように目標に接近していくのかについての構想が無い主張を、「政策」と呼べるだろうか？ その発想は、「地域には数多くの地域資源が眠っており、潜在力を最大限に発揮すれば、国内・海外のマーケットを切り拓いていくことも十分に可能」という現状判断——現在の苦境は地方の努力が足りないからだという判断——に立って、「頑張る地域」に対して①情報支援、②人的支援、③縦割り事業化しない（内閣府が配分する）新型交付金を提供するというものである。従来同様の施策を、人と予算の決定権限を内閣府に集中することによって刷新すれば、成果がついてくると信じているのであらうか？

このうち農林水産業を対象とした項目では、①農地集積・集約化の加速、②経営感覚に優れた担い手育成と法人化の推進、③更なる輸出促進——これだけである。いずれも従来から言い古されつつもそれによって農林水産

業の苦境が解決できたとはとうてい評価できない諸方策であるから、これだけでは何かが提案されているとは思えないだろう。しかも、米価下落の放置、T P P推進による農業衰退の助長を現実には行いながら、言葉だけの夢を描いているとしか読めない。

こうした経済再建構想を見ていると、安倍内閣は規制緩和によって大企業・ベンチャー企業の活動機会を拡大し、当面の景気のココ入れをはかるという以上の方針は持っておらず、実質的には「地方切り捨て」Ⅱ「自助努力へのお任せ戦略」を継続しながら、支持繋ぎとめのために口当たりの良い目標を並べているに過ぎないように思える。本人は二〇二〇年までの長期政権をねらっているとも言われるが、その強引な国会運営手法を見れば、衆議院の絶対多数が維持できている間に集団的自衛権関連法制を成立させて、「内閣が自由に憲法・法律解釈を変えられる非法治国家」、「憲法にしばられない軍事大国」を作り上げることがこの内閣の歴史的使命と思い定めているのではないかとみられる。ローカル・アベノミクスはそのための時間稼ぎの宣伝に過ぎないのではないか。

とはいえ農政に関わる現場の人々は、こうした方針に我慢しながら付き合ひ、担当地域のためにどのように施策を活用できるのかに苦慮せざるをえない。地方創生戦略の柱となるはずの「まち・ひと・しごと創生法」はその第一条で、「地方における魅力ある多様な就業の機会の創出」を掲げているが、その道筋が描けるような農業・地方産業の条件作りこそ国のなすべき責務であらうと思われ。

TPP大筋合意の妥結 ―合意の要点、農産物の結果、取るべき対策―

国際農政研究所代表 服部 信司

1 はじめに…大筋合意の成立

七月二八―三一日ハワイで行われたTPP閣僚会合は合意に達し得ずに終わった。これを引き継いで、TPP閣僚会合が九月三〇―一〇月二日の予定でアメリカ・ジョージア州アトランタにおいて開催された。

最大の難関分野であったバイオ新薬のデータ保護期間をめぐって、一二年を主張するアメリカと五年以内とすべきとする豪州との間の協議が、閣僚会合の期限を延長して行われ、一〇月五日、データ保護期間は「八年または五年プラス他の措置（実質五年）」で合意された。

これによって、TPP交渉の大筋合意が成立したのである。

日本は、「日米で早期に妥結し、全体合意の流れを作

る」という戦略から、遺憾ながら重要農産物について過大な譲歩を行ったとみられる。それは、政府が発表した「交渉の結果」に示されている。

交渉の経緯を簡潔に踏まえ、妥結内容を検討し、必要な対策をも考察していくことにする。

2 経緯

(1) 当初のTPP4

当初のTPP4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: TPP. 環太平洋戦略的経済連携協定。以下、TPP4と略) は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ四国が二〇〇六年に発足させた経済連携協定 (EPA) である。物品については、一部品目の段階的な (一〇年前後かけた) 自由化を含み

つつも、ほぼ例外なく自由化に移行させる協定となっている。

四か国は小国で国内に製造工業などは持たないから、工業製品は専ら輸入に依存しており、もともと関税は低い。関税が低い(ない)ことが四か国の国益につながっているのである。

(2) アメリカ主導の拡大TPP交渉の開始

二〇〇九年一月、オバマ大統領は、「二一世紀の貿易協定にふさわしい高い水準と幅広い加盟国を持った地域協定を作る目的を持ってTPP諸国と交渉を行なう」ことを表明。アメリカがオバマ政権のもとで、正式に拡大TPP交渉に参加することになった。

こうして、二〇一〇年三月、当初TPP四か国+新四か国、すなわち、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、豪州、ペルー、ヴェトナムの八か国が、「環太平洋経済連携協定(Trans-Pacific Economic Partnership Agreement)」の形成を目指す交渉を開始したのである。

二〇一〇年一月にマレーシア、二〇一二年七月にカナダ、メキシコ、二〇一三年七月に日本が参加し、以降一二か国によるTPP交渉が行われてきた。

(3) 日本の参加

1) 日米共同声明に基づく日本の参加

二〇一三年二月二五日に行われた日米首脳会談に基づく日米共同声明は、「日本の場合にはいくつかの農産物、アメリカの場合にはいくつかの工業製品のようなセンシティブ(考慮すべき重要な品目があることを認め)」、「TPP交渉に参加するにあたり、一方的にすべての関税を撤廃することを前もって約束することを求められるものではない」とした。

安倍首相は、日米首脳会談と日米共同声明において「聖域なき関税撤廃は前提とされていないことが確認された」とし、三月一日、TPP交渉への参加表明を行ったわけである。

2) 国会決議と日本政府に課せられた二つの課題

首相のTPP交渉参加表明を受けて、二〇一三年四月、国会衆参農林水産委員会は、次の決議を採択した。

「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること。一〇年を超える段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

交渉に当たっては、農林水産分野の重要五品目の聖域の確保を最優先し、それが確保できない場合は、脱退も辞さないものとする。」

ここでいう「重要五品目の聖域の確保」の「聖域」とは「関税撤廃の例外」である。

日本政府のTPP交渉―日米協議は、この国会決議に基づいて、次の二つを課題として行う交渉・協議となった。すなわち、

- ① 農産物重要品目を関税撤廃から除外する。
 - ② 意味のある国境措置(関税水準など)を確保する。
- 関税撤廃を免れても、関税撤廃に近い大幅な関税削減を約束するのであれば、実質的に関税撤廃と同じであり、国内生産(再生産)を維持しえないからである。
- (4) **アメリカ貿易促進法(TPA)の成立…妥結交渉への環境が整う**

日本を含む交渉参加国は、交渉を妥結させる(各国が重要事項について最終譲許する)には、協定妥結後アメリカ議会が協定を修正することができないように、アメリカにおいて貿易促進法(Trade Promotion Authority: TPA)が成立していなければならないとしてきた。

前回の貿易促進法は、二〇〇二年四月に成立し、二〇〇七年四月に期限が切れていた。二〇一五年に入り、貿易促進法の成立が、妥結交渉を行う閣僚会合開催の前提になっていたのである。

貿易促進法は、憲法上議会が保持している国際経済協定についての交渉権を大統領に委ねるとともに、次のような審議―採決方式を国際経済協定に与えるものである。

「協定締結後、議会は、協定についての実施法が議会

に提出されてから六〇日以内に、一括賛成か、一括反対か、を採決しなければならない。修正提案は一切認められない」。

この方式は、「修正を一切認めない」ことによって、議会にとって都合の悪いところは削除し、都合のいいところだけ残すという議会の「つまみ食い」を排除している。同時に、六〇日間に審議―採決期間を限定することによって、審議引きのばしをも封じている。貿易促進法が「一括・迅速審議方式(ファースト・トラック)」とされる所以である。

これによって、大統領の交渉権を強化しているとともに、妥結内容について議会が修正したり、再交渉を持ち出すことを封じているわけである。

二〇一五年六月二六日、オバマ政権と議会共和党の協力で貿易促進法が成立した。こうして、TPP妥結交渉・そのための閣僚会合開催への条件が整ったのである。

3 ハワイ閣僚会合(二〇一五年七月二八―三一日) … 合意に至らず

二〇一五年七月二八―三一日のハワイ・マウイにおける閣僚会合は、交渉の妥結を目指して開催された。

しかし、バイオ新薬のデータ保護期間についてのアメリカ対豪州・途上国間の対立が続くなかで、酪農品問題

で暗雲が立ち込め、自動車・原産地規制問題でメキシコが日米案を拒否した時に、閣僚会合は大筋合意もなく終わった。

(1) 自動車原産地規制をめぐる問題

原産地規制とは、関税の撤廃・削減を前提に加盟国に輸出するために、その製品の構成品のうちどれくらいを、加盟国内で作ったものにするのかを規制するルールである。

日本とアメリカは、完成車とエンジン、変速機などの主要部品について四五%（価額）、その他の部品については三〇%の割合で妥結し、それをメキシコ、カナダに提示した。

メキシコ・カナダも自動車生産国である。メキシコ・カナダで自動車工場を経営しているのは日本とアメリカの自動車メーカーだが、そこで働いているのは現地のメキシコ人、カナダ人である。メキシコは、世界第四位の自動車輸出国、第七位の同生産国と自負している。

そのメキシコとカナダは、日米合意を上回る原産地比率を考えていたといわれる。

メキシコ・カナダの自動車生産が日本とアメリカのメーカーによるものとはいえ、その原産地比率について日米でまず合意し、それをメキシコ・カナダに示すというのは、関係国による協議とは言えない。メキシコ・カナダ

が、日米の合意内容に強く反発したのは当然であった。

(2) バイオ新薬データ保護期間—二年か、五年か—

アメリカは、生物学的薬剤（バイオ薬品…ガンなどの治療薬として今後の薬品の中心になるといわれる）について、開発会社による一二年間の臨床データ独占使用期間を設けるべき、としてきた。その間、他の企業は、新薬開発会社の臨床データを用いて後発薬品（廉価版薬品…いわゆるジェネリックス）を作り、販売することはできない。アメリカ政府は、新薬の開発には多額の開発費がかかるから、新薬の開発を進めて行くには長期のデータ保護期間が必要とする。

このアメリカ提案に対し、豪州・ニュージーランド（NZ）や途上国（ペルー、チリなど）は、新薬のデータ保護期間が長期になれば、廉価版薬剤（ジェネリックス）の販売が大幅に遅れ、薬価の上昇を引き起こすおそれが大いとして、保護期間…五年を主張し続けてきた。

ハワイにおける交渉のなかで、データ保護期間についての妥協案Ⅱ「基礎期間五年、状況によって三年延長（合計八年）」が出されたが、両者の溝は埋まらなかった。

(3) 酪農品問題

酪農品問題には立場の異なる四か国（NZ、アメリカ、カナダ、日本）が関係していた。

NZはアメリカ、カナダ、日本に対する酪農品の輸出

国であり、世界で最も競争力が強い。アメリカは、NZに対しては酪農品の輸入国であるが、カナダ・日本に対しては輸出国。カナダは、NZ、アメリカに対しては輸入国、日本に対しては輸出国。

日本は三カ国すべてに対し輸入国である。

日本は、七月二八日、バターと脱脂粉乳について、TPP加盟国全体に対し、低関税の優先輸入枠を生乳換算で七万トン（バターにすると約六〇〇〇トン）設定する提案を行った。ただし、NZは、NZ一国で九万トンが必要とし、これでは不十分とした。

この日本提案後、焦点はカナダのオッファーに移り、カナダは、「乳製品について、全加盟国を対象とする新しい関税割当枠（低関税での輸入枠）を設定する」提案を行った。その量は公表されなかったが、NZ・アメリカは不十分とした。

こうして、三分野のいずれにおいても、関係国間の溝が埋まらないまま、ハワイ閣僚会合は終わったのである。

(4) ハワイ閣僚会合からアトランタ閣僚会合へ

こうしたなかで、九月九—十一日と十二—十三日、自動車関係の四か国（米・日・加・墨）による自動車協議が開催され、その協議に進展が見られたことから、九月三〇—一〇月二日アメリカ・アトランタにおいて閣僚会合を開催し、合意を目指すことになった。

4 アトランタ閣僚会合における大筋合意

(1) 大筋合意への経緯

九月三〇日からの閣僚会合を前にした二八日の時点で、九月二日から開催されていた首席交渉官会合において（自動車問題の）議論がかみ合い始めている。これまで来れば、経験則上、壊れることはない⁽¹⁾と日本の交渉筋がのべるところ（妥結に近いところ）に、自動車原産地規制について協議が進んだ。これを受けて、閣僚会合開催後、NZが酪農品について姿勢を軟化させ、日本に歩み寄りの姿勢を示し始めた⁽²⁾。

こうして、難関三分野のうち、自動車、酪農品は妥結に向かって動き出し、残るはバイオ新薬のデータ保護期間の問題になった。それはアメリカ・豪州の協議に委ねられた。両者の協議は、当初一〇月二日までとされていた閣僚会合の期限を五日まで延長して続けられ、合意に達したわけである。

(2) 自動車原産地規制…メキシコ・カナダの意向を取り入れる

自動車の原産地規制ルール（TPP参加国のなかで、どの程度生産される必要があるのか、を規制するルール）は、「完成車について四五％、部品について三五—四五％」で妥結した。

日米の合意は「完成車四五%、部品三〇%」であったから、妥結内容は、部品についての原産地比率が日米合意を上回るものになった。メキシコとカナダの主たる関心事は、自動車の実態をなす部品—その部品メーカーにはカナダ、メキシコの企業も相当数含まれる—にあったわけである。

部品の原産地比率は「三五—四五%」と幅がもたされている。エンジンと変速機という重要部品は四五%とされるが、メキシコは、メキシコにとってのセンシティブ（重要な）部品を、カナダは、カナダにとっての優先部品を四五%に設定するとされる¹³⁾。メキシコとカナダの関心事項が考慮され、自動車原産地規制ルールは合意に達したのである。

(3) バイオ新薬のデータ保護期間…米の二二年に対抗し、豪など五年を維持

ハワイ閣僚会合において、バイオ新薬のデータ保護期間に関し、八年とする妥協案が提起された。ハワイでは、これによってもほとんどアメリカと豪州・途上国の間の溝が埋まらなかったが、アトランタにおいてアメリカは八年の妥協案に応じるとしたといわれる。

だが、豪州（およびペルー・チリなど）は、新薬のデータ保護を現行五年よりも延長することは薬価の上昇に直結する。国内法による五年を延長することはできな

い”として「期間八年」にも反対し、閣僚会合を二度にわたり延長して対米協議を続け、「五年」を確保したのである。有力情報誌によれば、「①八年、または、②五年プラス八年と同様の効果をもたらし得る他の措置（実質五年）」の内容で妥結したとされる¹⁴⁾。

豪州政府は、「データ保護期間五年など薬価行政のすべてが現行通り維持される」との声明を発表している。

豪州の現行維持は、徹底した対米交渉を行った結果といえよう。

(4) 酪農品…NZが軟化

酪農品問題は、NZ、日、米、加四か国の間の二国間交渉から成り立っている。自動車原産地規制のように四か国が一堂に会して交渉を行うわけではない。

日本政府の発表した「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」によれば、日本が設定する乳製品のTPP枠は、「当初六万トン（生乳換算）↓六年目七万トン」となっており（**囲み1**）、ハワイ閣僚会合中に日本が提案したと報じられた内容とはほぼ同じである。

NZは、強硬姿勢を収め、日本、カナダなどのハワイ閣僚会合における提案を受け入れたものと思われる。NZ政府は、大筋合意後、「TPP合意は小さいが、前に向けての大きな一歩」としている。

(5) 全体としての経済効果…GDPの押上は小幅

(図み 1) TPP大筋合意：乳製品・輸入枠の設定

・脱脂粉乳（生乳換算） （製品）	2万659トン→2万4102トン（6年目） (3,188トン) → (3,719トン)
・バター（生乳換算） （製品）	3万9341トン→4万5898トン（6年目） (3,188トン) → (3,719トン)
・合計（生乳換算）	6万トン → 7万トン ⁽¹⁾

注1）2014年度の生産量733万トンの0.95%。
資料：表1と同じ。

イギリスのフィナンシャル・タイムズは、TPP妥結について次のように評している。「TPPが経済成長や雇用を劇的に変えることはないだろう。これまでのもつとも大掛かりな試算でもTPP諸国の国内総生産（GDP）の押上効果は〇・五％と小幅で、それも一〇年かかっての話だ」⁽⁵⁾。

TPPにおいて、日米両国は八割以上のGDP比率を占める。その日本の平均関税率は二・五％、アメリカは三％で、すでに、両国の関税は極めて低い。また、日本の自動車企業のアメリカ原地生産・販売比率は七五％にも及んでいる。したがって、関税の引き下げ効果はごく小さいのである。フィナンシャル・タイムズの評価は、当然であろう。

5 日本の農産物についての交渉結果

(1) 日本の交渉姿勢の問題

安倍政権は「日本の主導によるTPP交渉の締結」を掲げてきた。しかし、日本は交渉を主導する立場にない。ルール分野に関して日本が提案を行っているとは見られないからである。日本主導は、具体的には、「日米協議の妥結による全体合意の流れの形成」という戦略になった。だが、妥結を急いだ結果、日米協議の過程において、「意味のある国境保護措置の確保」が曖昧になった、とみられる。

豪州が、閣僚会合を二度まで延長させてでも、国益にかかわる事項について徹底した対米交渉を行ったのに対し、日本政府は、すでにハワイ閣僚会合のかなり前の時点で、早々と重要品目についてアメリカと妥結していた。「日米がなるべく早く妥結して全体合意の流れを作る」という戦略からであった。それが、政府発表の「交渉の結果」に示される重要品目についての過大な譲歩を生んだとみられる。

(2) 牛肉関税…三八・五％を一五年目九％に大幅引き下げ

安部首相は、牛肉などについて「関税撤廃を回避した」と「交渉結果」を説明した。だが、関税撤廃を回避して

(表 1) TPP大筋合意 (2015年10月 5 日) : 牛肉の関税削減とSG

時 期	関 税	セーフガード	
		発 動 基 準	戻 す 関 税
1 年目	38.5%→27.5%に	59 万トン (現行輸入量 52 万トン)	38.5%
10 年目	20%に	69.6 万トン	30%
15 年目	9%に	72.6 万トン	18%

資料：農林水産省「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」。

(表 2) 現行の豚肉関税制度 (差額関税制度 ⁽¹⁾)

輸 入 価 格	関 税	総輸入価格 (輸入価格+関税)
524 円 (基準価格) < 輸入価格	4.3%	輸入価格 : 700 円の場合 730 円。
65 円 < 輸入価格 < 524 円	547 円 (524 円 x 1.043)	輸入価格 : 300 円の場合 546 円
輸入価格 < 65 円	一律 482 円	輸入価格 50 円の場合 532 円。

注 1) 1 kg あたり 524 円 (関税込み 547 円) 以下では、国内に入りえない。

(表 3) TPP大筋合意 (2015年10月 5 日) : 安い豚肉 ⁽¹⁾ の関税削減とSG

時 期	関 税	セーフガード	
		発 動 基 準	戻 す 関 税
1 年目	現行 482 円 /kg →125 円に	設けず	
5 年目	70 円に	輸入量 > 9 万トン	100 円に
10 年目	50 円に	輸入量 > 15 万トン	70 円に
12 年目		セーフガードを廃止	

注 1) 輸入価格 < 65 円 / kg。

資料：表 1 と同じ。

も、大幅な関税削減の結果、国内生産の維持ができれば、意味のある国境保護措置を確保したとは言えない。

牛肉の一五年目の関税九％は、日豪EPAにおける冷凍肉一八年目の関税一九・五％の半分であり、現行三八・五％の四分の一に過ぎない（表1）。一五年目のセーフガードの発動水準七二・六万トンは、現行輸入量五二万トンを二〇万トン（四〇％）も上回る。セーフガードが簡単に発動できる水準ではない。

これでは、牛肉（乳オス・F1牛肉）にとって、意味のある国境保護措置となりえないであろう。

(3) 安い豚肉の関税…kg四八二円を一〇年目五〇円に大幅引き下げ

安い豚肉の関税（四八二円/kg）が一〇年目に現行の一〇分の一（五〇円）に大幅に引き下げられる（表2、表3）。それだけではない。一二年目から豚肉全体の緊急輸入制限措置もなくなる。さらに、高い豚肉について、一〇年目に関税が撤廃されるとともに、一二年目から緊急輸入制限措置もなくなる（表4）。

日本養豚協会・志澤勝会長は、「豚肉の従量税をkg五〇円とした場合、米国産の低価格部位は課税後三五〇円程度で輸入され、国産相場（目下、六〇〇円前後）も同水準まで暴落する。再生産可能な価格を下回り、国内の養豚生産者はわずかしか生き残れない」^⑥としてきた。

この「交渉結果」を見た牛肉・豚肉生産者は、施設の更新事業の継続を考える際、先行きの展望の暗さから、継続を断念する事態が数多く起こると考えられる。牛肉・豚肉についての「交渉結果」は重大な問題をはらんでいると言わざるをえない。

(4) コメ…当初の対米五万トンをさらに積み上げる

「結果」によれば、コメについては、アメリカに対し当初五万トン→一三年目七万トンの売買同時入札方式（SBS）^⑦による新たな輸入枠を設ける。豪州に対し、同じく〇・六↓〇・八四万トンの枠を設ける。

これとは別に、現行のWTO枠（ミニマム・アクセス）七七万トンの内訳の変更を行い、中粒・加工用に限定したSBS方式六万トン（事実上のアメリカ向け）を設定する（囲み2）。

日本は当初、〃五万トンの対米枠、TPP加盟国全体で一〇万トンが限度〃とする立場でアメリカに対峙していたとされる。WTO枠を別とすれば、政府は、当初の立場からさらに二万トンを上積みしたことになる。

コメについての最終交渉は、閣僚会合の最終日にわずかに「二〇分で終わった」と報じられている^⑧。二万トンの上積み、安易に行われたのではないか、という懸念が消えない。

(5) 小麦…二五万トンの輸入枠の新設

(表 4) TPP大筋合意 (2015年10月 5 日) : 高い豚肉の関税削減とSG

時 期	関 税	セ ー フ ガ ー ド	
		発 動 基 準(1)	戻 す 関 税
1 年目	現行 4.3%→2.2%へ		
1-2 年目	段階的に引き下げ	基準の 112%	4%
3-6 年目		基準の 116%	4 年目 3.4%
7-11 年目		基準の 119%	7 年目 2.8%
10 年目	0 %に		2.2%
12 年目		なくす	なし

注 1) 過去 3 年のうちで最も多い輸入量。
 資料：表 1 と同じ。

小麦について、当初一九・二万トン↓七年目以降二五
 ・三万トンの輸入枠を新設する(囲み 3)。

すでに、小麦には五七万トンの WTO 輸入枠があ
 り、そのもとで五五万トン(二〇〇八―一二年平均)
 が輸入されている。その中での、さらなる輸入枠の設定
 である。二五万トンは国内生産量一一万トン(同)の
 二三%にも及ぶ。

コメの消費量が減少していくなかで、水田活用作物と
 しての小麦の重要性は、増すことはあっても減ることは
 ない。TPP 交渉において、一定数量の輸入枠の設定に
 応じなければならぬとしても、国内生産量の一〇%程
 度にする交渉が問われていたのではないか、と思われる
 ならない。大麦についても、同じである。

(6) 乳製品…新たな輸入枠七万トン(生乳換算)の設定
 乳製品(脱脂粉乳とバター)について、当初六万トン
 (生乳換算…脱脂粉乳・バターともに三三・〇〇トン)↓
 六年目から七万トン(同…ともに三七・〇〇トン)のTP
 P 輸入枠を設ける。七万トンは我が国牛乳生産量七三三
 万トンの約一%にあたる。WTO 協定の下で一三・七万
 トンの輸入枠を設定しているから、輸入枠の合計は二〇
 ・七万トン、国内生産の二・八%になる。

政府は、新設するTPP 枠七万トンは、「最近の国内
 需要の不足分を補う追加輸入量(二〇一四・一五年平均

(図み2) TPP大筋合意：コメ

- ・国別輸入枠（SBS米）の設定
 - (1) アメリカ枠 5万トン（当初3年）→7万トン（13年目）
 - (2) 豪州枠 0.6万トン（同上）→0.84万トン（同上）
 - ・WTO枠（ミニマム・アクセス）の内訳を変更
 - 中粒種・加工用に6万トンを設定。事実上のアメリカ向け。
- 資料：表1と同じ。

(図み3) 大筋合意：小麦

- (1) 小麦
 - ・TPP輸入枠（SBS方式）の新設：当初19.2万トン→（7年目以降）25.3万トン。
 - ・政府が徴収している差益（マークアップ：現在1kgあたり約17円）を9年目までに45%削減。新設のTPP枠についても同じ水準とする。
 - (2) 大麦
 - ・TPP輸入枠（SBS方式）の新設：当初2.5万トン→（9年目以降）6.5万トン。
 - ・差益の取り扱いはいは小麦と同じ。
- 資料：表1と同じ

一七・二万トン）の範囲内である」と⁹⁾としている。だが、「追加輸入の範囲であるから、国内の牛乳生産にマイナスの影響を与えるものではない」と考えているとしたならば、それは問題である。

我が国の牛乳生産は、この一〇年間ほぼ一貫して減り

続け、そのなかで店頭においてバターが品薄になるという事態が発生し、追加輸入が行われた。追加輸入は、本来、国産牛乳で賄われるべきものであるという基本的問題を曖昧にさせるからである。

(7) 農産物・関税撤廃品目

これまで、我が国では、八三四細目（タリフライン）が関税を保持していた。今回の大筋合意において、三二四細目の関税が撤廃される。その大部分が農産物とされる¹⁰⁾。その結果、日本の自由化率（関税撤廃細目の割合）は九五%に達するという。

農産物の主な関税撤廃品目は、オレンジ（六年目、八年目）、トマト加工品（六―一年目）、落花生（枠内・即時、枠外・八年目）などである（表5）。いずれも、国内生産に対する輸入量・TPP諸国輸入量の割合が高いから、国内生産に対する打撃の発生は必至とみられる。

6 取るべき対応…経営所得安定対策の拡充

(1) 甘利再生相の考え方でよいのか

甘利再生相は、日本経済新聞とのインタビューで「国内の農業対策については、打撃を受ける農家への損失補償に重点を置いた過去の対策にとらわれず、成長産業への転換につながる政策を重視する考えを示した」¹¹⁾。

農業の成長は、多くの意欲ある農家の投資活動の結果

として生じる。農家の投資資金は、農業経営からの所得・利益から生まれる。また、投資を行い得るには、今後における所得維持の展望が必要である。

とすれば、所得の維持・確保を支える経営所得安定対策が、農業の成長の基礎をなしている。この点を踏まえることが、甘利再生相に望まれる。

大筋合意を前提に、問われているのは、経営所得安定対策の拡充なのである。

(2) コメ・収入減少影響緩和対策の拡充が必要

森山農相は、大筋合意をうけて、新たな輸入枠七万トンからの輸入による国内米価の低下を防ぐために、その輸入米と同量のコメを買い上げて備蓄米にすることを検討している、という⁴⁰。

しかし、それだけでは不十分である。SBS米は日本の外食産業に輸入されるのであって、低価格米の価格を押し下げる事態を排除できないからである。経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の拡充―補填の基準となっている基準価格を、市場価格の五年中庸三年平均から生産費の一定水準に固定すること、対象者を現行の「認定農業者＋集落営農」から、抛出金を支払う意思のある者すべてにオープンすること―が必要である。

(3) 牛肉・豚肉・経営安定対策の充実を

牛肉については肉用肥育牛経営安定対策事業（新マル

（表5）TPP大筋合意：農産物の関税撤廃品目

品 目	現在の関税	関税撤廃時期	国内生産量	輸入量	うち TPP 諸国
オレンジ	16%、32%	6年目、8年目	86万トン(1)	12万トン	11万トン
リンゴ果汁	19.1%	8―11年目	1.5万トン	8.4万トン	0.8万トン
ソーセージ	10―20%	6年目			
鶏肉	8.5%、11.9%	6年目、11年目	147万トン	44.2万トン	2.6万トン
トマト加工品	16%、 17―29.8%	6―11年目	30万トン	12万トン	11万トン
落花生	枠内 10% 枠外 617円/kg	枠内:即時 枠外:8年目	1.7万トン	2.7万トン	0.9万トン

注1) 温習みかん。

資料：農水産省、「TPP交渉 農林水産分野の大筋合意の概要」、2015年10月。

キン)、豚肉については養豚経営安定対策事業がある。いずれも、生産者も資金を拠出すること(生産者一・国三)を前提に、粗収益と生産費の差の八割が補填される。森山農相は、「その制度のあり方(両事業の法制化)を考えなければならない」^{注3)}としている。

法制化は必要である。同時に、その内容の充実―粗収益と生産コストの差の八割補填から一〇割補填へ、生産者積立金の引き下げなど―が検討されるべきである。

(4) 乳製品…国内生産増のための政策

大筋合意に基づく輸入枠七万トンの設定に対応するには、国内牛乳生産の減少が止まらないという我が国牛乳生産の基本問題に対処すること、そのための酪農政策(酪農経営安定対策)の構築が必要である。

そのためには、①加工原料乳生産者補給金(二〇一七年度予算三一億円)、②加工原料乳生産者経営安定対策事業(同〇)、③畜産収益力強化対策(同一五六億円)などの酪農政策は、「酪農の経営の安定化により生産数量を維持・拡大」する目的を達成する政策として機能していないことを真正面から認識する必要がある。そのうえにたって、国内での牛乳生産の維持・回復のために、どのような政策が必要なのか。それについての農業関係者の全力を挙げた対応が求められている^{注4)}。

注1) 朝日新聞、二〇一五年九月二八日。

注2) 日本農業新聞、二〇一五年一〇月二日。

注3) Inside US Trade, 10/9, 2015.

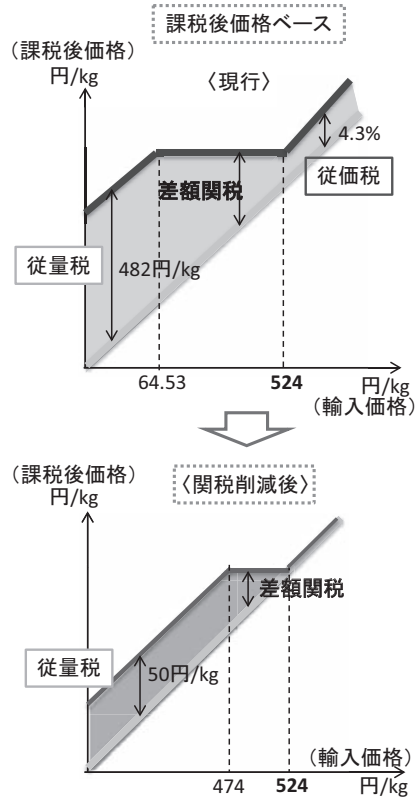
注4) Inside US Trade, 10/6, 2015. 薬品データ保護を含む知財についての協定全文が一〇月九日Wikipediaによって公開された。

注5) 日本経済新聞、二〇一五年一〇月九日。フィナンシャル・タイムズは「米国のアジアにおける支配的地位は中国に脅かされており、TPPは米国のアジアへの地政学的方向転換を意味する。自国の規制や基準を参加国に適用できることは米の影響に恩恵を及ぼす」としている。

注6) 日本経済新聞、二〇一五年七月二四日。なお、豚肉の結果についての説明会において、農水省は「最終的には分岐点価格(一キロ五二四円)での輸入関税がゼロになるため、様々な価格帯の肉を合わせて分岐点価格で輸入する現状の在り方が続く可能性が高いとの見方を説明」した(日本農業新聞二〇一五年、一〇月一〇日)。

この点について、日本経済新聞は、志澤会長の言を踏まえて次のようにしていた。「現行制度において、最も税率が低いのはkg四・三%が適用される一kg五二四円を超える(あるいは、その価格に近い差額関税制度のなかの高い)豚肉。このため、輸入業者は安い肉だけを輸入するのではなく、高価格の肉と組み合わせて平均単価を上げることで、支払う関税を低く抑える。ただ、それより安い肉(六四・五三円と五二四円の間)地

(図1) 差額関税制度(現行と関税削減後)



資料：農林水産省

帯)に適用する差額関税を一キロ五〇円程度の従量税に切り替えると、輸入原価三〇〇円程度の豚肉は関税を含めて三五〇円で流入するとの見立てだ。安値で輸入が増えるとみられるのは、『すそもの』と呼ばれるウデやモモの部位。ひき肉として外食店がハンバーグに使ったり、食肉メーカーがソーセージに加工したりしている(日本経済新聞、同上)。

少なくとも、加工原料用の低価格帯肉が価格下落の打撃を受けることは間違いない。また、従量税五〇円を加えても五二〇円(分岐点価格)以下になる中間価格帯の豚肉については、従

- 注10) 日本経済新聞、二〇一五年一〇月九日。
- 注11) 日本経済新聞、同上。
- 注12) 日本経済新聞、二〇一五年二〇月二〇日。
- 注13) 同上。
- 注14) 酪農マージン(乳価―飼料コスト)に着目し、それに就いて相当の幅を設けて、生産者の掛け金(拠出金)を基に、それを保護するというアメリカの酪農政策(二〇一四年農業法)は、参考に値する、と考えられる。

注9) 農水省「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」一一頁。

注8) 〇月七日。

注7) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

注6) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

注5) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

注4) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

注3) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

注2) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

注1) 輸出業者は国内の輸入業者に直接販売する。ただし、政府を通ず。

有機農業の新たな意義と課題——日本と世界の将来展望

國學院大学経済学部（経済ネットワーク学科）

古沢 広祐

はじめに

有機農業をめぐる動きは、さまざまなレベルで論じることが出来る。従来は、社会運動的な視点から農業近代化への対抗ないし代替案として論じられる場合や、既存の農産物流通の延長線での新たな付加価値分野の展開などとして考察されてきた。本稿では、そうした視点を含みつつ、従来の有機農業の枠を超えてより根源的な視点から農業ないし農的世界の展開可能性について論じることにしたい。有機農業が出現してきた根源には、農業の工業化の流れへの見直しとともに、社会経済的な発展の矛盾の克服につながる糸口があると思われるからである。以下では、はじめに大きな世界的な展開をふまえた問題提起をおこない、有機農業の動向分析とともに日本や世界の将来について論じてみたい。

食と農は、昔から人間と社会の根幹をなす土台を形成

してきた。近年、世界中がグローバル化の影響で大なり小なり変質を迫られている。ローカル性に深く根づいていた食と農が、グローバル（欧米）化の影響下で大きく変容した日本だが、このところ「和食」が見直される動きが活発化し、ユネスコ無形文化遺産に登録されるに至っている（二〇一三年）。また日本の有機農業運動において特徴的に展開した産消（生産者・消費者）提携運動が、最近ではCSA（コミュニティ支援型農業）運動として見直され、世界各地で広がる動きもおきている。グローバルとローカルに揺れる現状を、有機農業の展開と重ね合わせて論じていこう。

食・農・環境をめぐるパラダイム・レジーム対立

世界の枠組みを把握する際に、パラダイム（世界認識の基本枠組み）という視点からみていく。食料・農業政策に興味深い問題提起を行ってきた英国のティム・ラン

グ等は、二〇世紀の食料生産を特徴づけてきた生産主義パラダイムが大きく転換し、その転換方向をライフサイエンス・パラダイムとエコロジー・パラダイムの対立・対抗（フード・ウォーズ…食をめぐる抗争）として描いている（邦訳、コモンス、二〇〇九年）。

従来の近代化の流れが行き着いた事態として、品種改良・機械化・化学化（農薬・化学肥料）、食品加工の高度化、大量生産・大量輸送技術の進歩と世界大の貿易拡大がある。そのもたらした繁栄（生産主義の成果）の一方で、先進国・途上国それぞれに危機的状況が進行している。世界人口の一割を越える飢餓人口に対して、ほぼ同数の過剰な飽食と肥満疾患の増加が深刻化する事態（発展の歪み）がおき、また生産主義を支えてきたシステム自体が資源制約や環境悪化などによって持続不可能となってきた。

進行する矛盾への対応として、さらなる産業化を進めるなかで最新生命科学を駆使して解決の道筋を見出していくか（ライフサイエンス主義）、産業化ではなく個々人の健康と環境との繋がりを自覚するライフスタイルと自然重視の自立的な再編を目指すか（エコロジー主義）、重大な岐路に立つとラング等は分析する。その抗争は、人々の心理（精神世界）や市場（マーケット）、消費文化、さらには産業社会のあり方や国際政治の枠組みま

で、世界を舞台にして展開している。主に欧米の動向を土台とした分析だが、世界的な大状況を食と農をめぐる世界観の対抗として分析している点が興味深い。

私達を支える食と農のあり方が、グローバル化する世界においてめまぐるしく変化し、全体状況が見えにくくなっているなかで、それらを動かしている諸関係や諸勢力を見定める視点は重要である。私たちのフードシステムを、食料・農業のミクロな動きだけで見るのではなく、諸関係の構成のされ方や政治・経済的な諸力のせめぎ合いについて、ローカルからグローバルまでを総合的・複眼的にとらえる分析視覚が求められている。

世界のフードシステムに関しては、パラダイムという大きな枠組みとともに、レジームという分析視点がある。レジームとは政治形態や制度、体制を意味する言葉だが、国際政治学では国際レジームという概念で世界の枠組みが国家制度を超えて形作される仕組みとして論じてきた。その概念を援用して、グローバル化時代を大きな枠組みでとらえるフード・レジームが提起されている。その論者であるフリードマン等によれば、第二次大戦前の英国を機軸とする農産物貿易体制（第一次レジーム）から戦後の米国を機軸とする体制（第二次レジーム）から戦後の米国を機軸とする体制（第三次）までをとらえ、近年のアグリビジネスによる農産物貿易が農業

生産地域に及ぼす影響などを研究対象としてきた。こうしたとらえ方が注目される背景には、個別企業や国家を超えたより大きな関係や制度枠組みが影響力を増している現実がある。そうした流れは、新たに環境レジームの形成下でいっそう複雑化しており、世界秩序の動向に大きな変化がおきつつある(後述)。

本稿では詳細を論じる余裕がないが、こうした対立項を象徴的に表現したものとしてファストフード化に対抗するスローフード運動などをイメージするとわかりやすい。産業化・効率化・グローバル化を象徴する食のファストフード化に対抗する動きとして、地域性・生命・生活リズムの尊重をめざすスローフードの動きが活発化している。そしてグローバルな企業の展開が、品種や生産の画一化と資源浪費や環境負荷(温暖化・多様性喪失を含む)を促進するのに対して、ローカルで小規模な伝統的農業形態は品種や農法の多様性と環境保全をより実現しやすいことが、後述するIFOAM(国際有機農業運動連盟)などさまざまなNGO(非政府組織)によって提起されている。

有機農業をめぐる対抗・せめぎ合い

近年、日本では望ましい食生活に向けて「食生活指針」が策定され(二〇〇〇年)、食育基本法の成立や「フー

ドガイド」が出されているが(二〇〇五年)、個別的な栄養主義に偏きがちで、食・農・環境をめぐる「フード・ウォーズ」の時代状況をふまえた展望や政策的視点は弱い。関連する民間の動きをみると、スローフードに象徴される取り組みが、各種業界を巻き込んでかなり大衆的な広がりを見せている。同じく、近年、ロハス・LOHAS (Lifestyles Of Health And Sustainability) という概念が日本にも移入され、健康で持続可能なライフスタイルを目指す新たな消費者層が形成され始めている。いわば二一世紀の新たなビジネス領域として、オーガニック、フェアトレード、エコ商品などが注目を集めるなかで、健康や環境、社会倫理的(ソーシャル)な消費、自己実現やサステナブルな暮らしを重視する消費者と市場形成が展開しているかにみえる。

しかし、反面では大手の食品や医療・薬品メーカーは、健康こそが新しい巨大マーケット領域として着目し、消費者を「健康過敏症」へと追い込んで行くかのような動きもみせている。それは、米国における健康サプリメント、栄養補助(機能的)食品の市場の隆盛ぶりにおいて典型的に示されるが、その延長線上で日本における健康食品の機能的表示の規制緩和がもたらされている(二〇一五年)。近年、急速な拡がりをみせているオーガニック市場でも、地域の小規模業者が次々と巨大資本

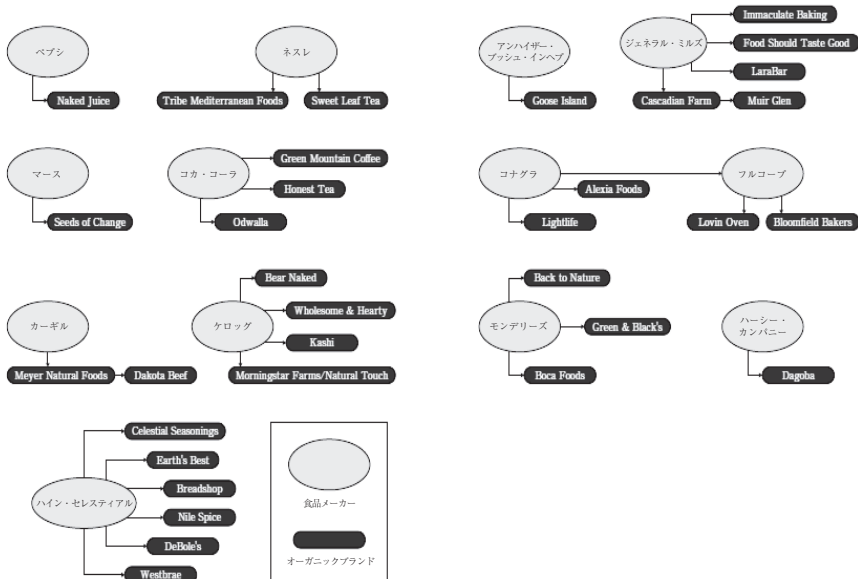
の傘下に入りはじめており、オーガニックの世界における大資本による寡占化が急速に進んでいる（図1）。

私たちの食・農・健康の土台が、巨大ビジネスが創り出す供給網（フード・チェーン）において再編成される流れと、自己と環境の関わりをとらえ直して自立的な形成へと進む流れが、せめぎ合っている。有機農業をめぐる動向に関しても、「地産地消」や「身土不二」といった意味を再認識し、市民の側からの食の見直しをローカルな農業を基礎にして展開していくのか、グローバルな市場化の流れに組み込まれて展開していくか、その方向性が問われる時代に入っている。

国際的な有機農業運動における動き

有機農業に関して、世界的には国際有機農業運動連盟（IFOAM、一九七二年設立）の活動が注目される。その動向をみても二つの対抗する側面を内在させている。本部はドイツ（ボン）に位置し、国連のFAO（食糧農業機関）とも連携が深い。活動分野は、農業にとどまらず、加工食品、水産物、化粧品、衣料品（オー

（図1）米国・オーガニック産業動向



（出典：古沢ほか『環境と共生する農』ミネルヴァ書房 p.41-42）

ガニックコットン等)までカバーし、各種マネジメント、基礎基準、認証基準などの整備に取り組んできた。発足当初は、欧州と北米を活動拠点とする比較的小規模な有機農業を振興する団体であったが、八〇年代半ば以降からラテンアメリカやアフリカ地域が加わり九〇年代にはアジアを含む世界的組織に発展するとともに、認証機関やビジネス団体が加わり、さらに国際機関との連携を深める経過をたどってきた。

有機農業運動を世界的にリードしてきたIFOAMでは、有機の基準と認証制度の確立に早くから取り組んできた(一九八二年、基礎基準を作成)。その実績はEU(欧州連合)の基準やコーデックス食品規格委員会での世界的基準(一九九九年に有機食品の国際規格が採択)に強い影響力を及ぼしており、IFOAMには多数の有機認証団体が参加し、認証ビジネスとしても大きな広がりをもつようになってきた。いわば市場形成の促進に寄与してきたわけだが、そうした有機認証の取得手続きや作業経費は、経営規模の小さな生産者にとっては大きな負担となる。そこで、他方では小農民による地域での直接提携や消費者との密接な関係形成において、相互信頼に基づいた参加型認証制度(PGS)が提起され、協約的な手法の確立を目指す動きが展開してきたのだ。

有機の基準に関しては、市場化一辺倒の動きに対抗し

て社会的公正(社会正義)を重視する動きが提起され、部分的に組み入れられてきた。その動向をみると、九二年ブラジル総会で「社会的基準」を「基礎基準」に入れることが決定され、九六年デンマーク総会において「社会的公正」が項目として付け加えられた(ILOの労働基準、福祉、差別禁止、先住民の権利、公正な労働契約などが規定)。その後二〇〇二年、「持続可能農業における社会的説明責任プロジェクト」(SASSAプロジェクト)が開始され、IFOAM、国際フェアトレード表示機構(FLO)、国際社会的説明責任(SAI)、持続可能農業ネットワーク(SAN)の協同プロジェクトによって社会的監査の指針、手法が検討されてきた。

近年の有機農業の展開において、付加価値的な市場流通の形成という側面だけでなく、より広義のエコロジカルな社会関係形成ないし協同的な社会事業形成という意味合いが重視されてきた点に注目したい。従来の市場の制度形成としては、共通基準の整備・普及が求められるわけだが、そこにとどまらない非市場的ないし協同的關係形成という側面が重要視されている。その点では、産消提携、適正規模の市場形成(ファーマーズマーケット等)など、さまざまな流通形態が有機農業において広がっているが、とくに「提携」は従来の市場流通(マーケット)とは次元を異にした取り組みとして注目され、欧

米をはじめ世界的にCSA（地域支援型農業）運動として再認識されだしている。

こうした動きは、IFOAMが定めた四原則（二〇〇五年制定）においても象徴的に示されている。エコロジカルな社会を視野にいった、「健康」、「生態（エコロジック）」、「公正」、「配慮」の四原則である。有機農業において「健康」は土・植物・動物・人・地球の総体的健全さがめざされ、「生態」は有機農業の循環の基礎をなし、「公正」は相互関係において公平・共有・正義が重視され、「配慮」は現世代とともに将来世代や生物多様性の考慮を明示したものである。実際に、国際的な生物多様性条約の会議においてもNGO団体として関与しており、次に述べる環境レジーム形成の一翼を担っている点は注目される。

環境レジーム（生物多様性）をめぐる展開

次に農業のあり方に関して、環境レジームの視点からみていこう。二〇世紀末の一九九二年、地球サミット（国連環境開発会議）にて人類は地球環境問題を前にして二つの国際環境条約を成立させた。気候変動枠組条約と生物多様性条約だが、この二つの条約は、長期的な視野に立てば人類社会の発展の在り方に根本的な転換を迫る画期的な意義を内在したものであった。

すなわち、化石燃料などの埋蔵資源を大量消費し温室効果ガス等を大量排出する「使い捨て廃棄社会」が、気候変動枠組条約によって転換を余儀なくされつつある。生物多様性条約とは、人類のみが大繁栄して生物種（遺伝子資源）の多様性や生態系のバランスを破壊する行為に対して、歯止めをかけて「循環と共生型社会」の形成を促すものと考えられる。実際には、気候変動の回避や多様性の保全について、条約の中身と実効性については問題を多く含んでいるのだが、その潜在的な革新的意味を認識しておきたい。

とくに生物多様性を軸として展開しつつある多様性レジームに注目したい。今日の経済システムは、貨幣経済が主流となり、資本や価値などがすべて経済計算上で処理、運用される時代をむかえている。企業が経済活動の中核を担い、その調達源泉を総資本（貨幣価値）ととらえ、自己資本を土台に収益の増大をめざす投資活動が行われてきた。土地（自然）と労働（人）は生産要素ではあるが、資産ないしはコスト的な意味をおびた利用手段に位置づけられて、企業の産業・営利活動が行われてきた。いわば人間世界の人工資本を中心に、狭い意味の経済活動（市場経済）がすべてをおおい尽くす世界として、「豊かな社会」の大繁栄が実現されたのだった。

その結末が、資源問題や環境危機をもたらしたわけだ

が、こうした関係性を逆転するような考え方が、多様性レジームにおいて提起され始めている。自然を、経済利益ないし利潤を生み出す手段とだけ位置づけるのではなく、根源的な価値の源泉としてとらえ直すとする。従来の資本概念を自然との関係性に拡張し、自然ストックに内在している価値を自然資本とみたる考え方で、ミレニアム生態系評価（ME二〇〇五）や生物多様性の経済学（TEEB二〇一〇）などによって広く認知されるようになってきた。この自然資本（ストック）から供給される生態系サービス（フロー）は、大きく四つに分類され、基盤サービス（酸素供給、土壌形成、栄養循環、水循環など）、調整サービス（気候緩和、洪水調節、水質浄化、環境調整など）、供給サービス（食料、燃料、木材、繊維、薬品、水などの供給）、文化的サービス（精神的充足、美的楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションなど）である。その価値は、利用価値（直接的・間接的効用、経済的価値等）と非利用価値（将来利用的価値、存在価値）に区分される。

そこに前述のパラダイム転換の視点をあてはめると、従来の経済発展に対する批判的視座が示される。産業革命を契機とした工業的産業モデルとしての展開は、自然を所与のものとして扱い、収奪してきたことで、資源と環境の限界に直面して大幅な修正を迫られるに至った。

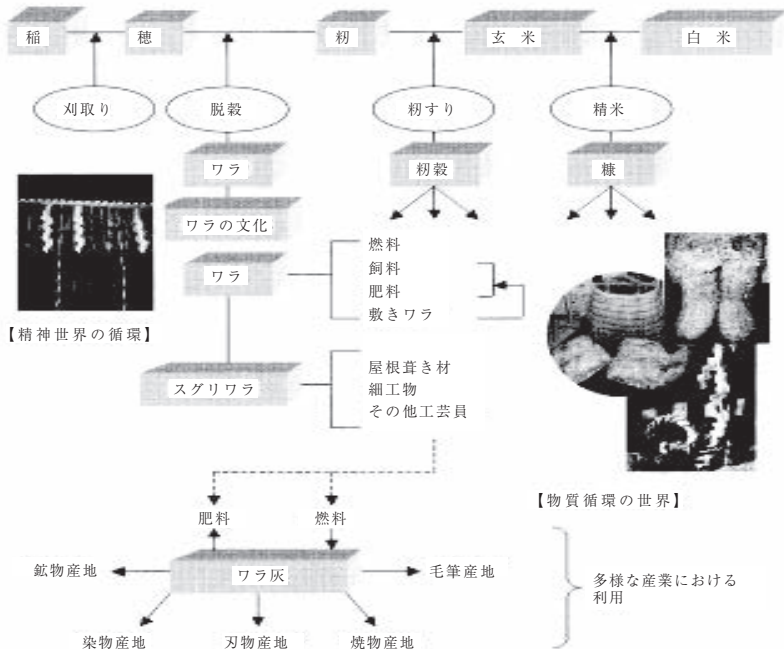
農業生産は、本来的には生態系サービスの上に築かれてきたものだったが、近代化の流れのなかで工業的な生産モデルのもとに発展をとげてきた。工業的生産モデルで、多様な価値と関係性が排除されて単一価値（貨幣評価）の極大化がめざされたのだった。それに対して生態系的なモデルでは、潜在的な多様な関係性の上に非利用価値を含む価値の総体的な発現を重視する。その点で、農業とは本来的には生態系モデルにおいてこそ、それ自体を発展させる産業ないし業態として位置づけ直すことができる。

それに関しては、かつての農的世界をとらえ直すことでその認識を新たにすることができる。具体例として、わら利用の多面的な展開図がわかりやすい。日本での稲作という生産活動は、米の食料生産のみならず、米を実らす稲わらを大切に扱い、生活用具としての利用とともに、自然からの恵みの賜ないし生命の交換・交流の営みのシンボリックな意味が付与されていた。それは、新年のしめ飾りや神社のしめ縄、また相撲（すもう）での土俵や横綱が締めるしめ縄などにも象徴されており、天地の恵みへの祈願の意味が込められていた。人間界と天をつなぐ意味合いとして、お盆での先祖の送り迎えの際に藁を焚く地域が多いことも、藁に込められた循環的な世界の投影とみることができる。

物的な素材としての多面的な利用の展開以上に、精神的ないし宗教的な意味合いが加味されていたことは興味深い。実利的な利用としての「物質循環の世界」（リサイクル）とともに、自然の力と精神的な拠り所を重ね合わせる「精神世界の循環」（リジェネレーション…再生）が表裏一体的に形づくられていたことは、人間社会のあり方として示唆に富むものである（図2）。

（図2）において、注目しておきたいもう一つの論点がある。近代社会の価値観では、上部の横軸に示されている米（食料）の生産過程だけを注目する単線的・単一的な生産概念としてとらえがちである。それに対して伝統的社会的価値観では、単線的な横軸（モノカルチャー）だけを見るのではなく、各段階で縦軸の展開において利用価値（副産物）を複数産み出しつつ、循環的・複線的に利用の輪を拡げている様子が読みとれる。多様な生活用具のみならず精神的・宗教的な意味合いが付与された複合的効用（マルチ

（図2）ワラ文化のエコロジー的展開



宮崎清『業Ⅰ・Ⅱ』法政大学出版局を参考に古沢作成

（出典：古沢編『共存学：文化・社会の多様性』弘文堂p.277）

カルチャー)として展開されている。まさしく工業的な「単一極大化生産力」に対する、生命(有機)的な「多面的・共生型生産力」の展開として現れているのである。

また、有機農業が提起された経緯で注目された古典として、明治後期に日本を訪れた米国の土壌学者F・H・キングの『東アジア四千年の永久農業』(原本一九一一年、邦訳一九四四年、復刻版・農文協二〇〇九年)がある。近代農業が発展・普及する時代の中で、その非永続的性格に目を向けつつ、アジアの伝統的農業の永続可能なシステムを保ってきた歴史的事実に着目したものであった。同じく有機農業の古典とされる『農業聖典』(A・ハワード著、一九四〇年)があるが、それはインドの伝統的な農業を下敷きにしたものだった。「温故知新」の言葉どおり、いわゆる時代の転換期において、来るべき世界につながる重要な視座が歴史的遺産において数多く示唆されている点は興味深いことである。

有機農業とは、化学資材を使わずに有機質資材に置き換える農業にとどまらない、より広義の意味をもつ。人間が自然の一員であり物質循環の輪の一角を占めていること、それは食べ物、農業を通して直接的に自覚できるのであり、有機農業とは自然と生命の循環を取り戻す循環農業という側面を持っている。たんに農業・化学肥料

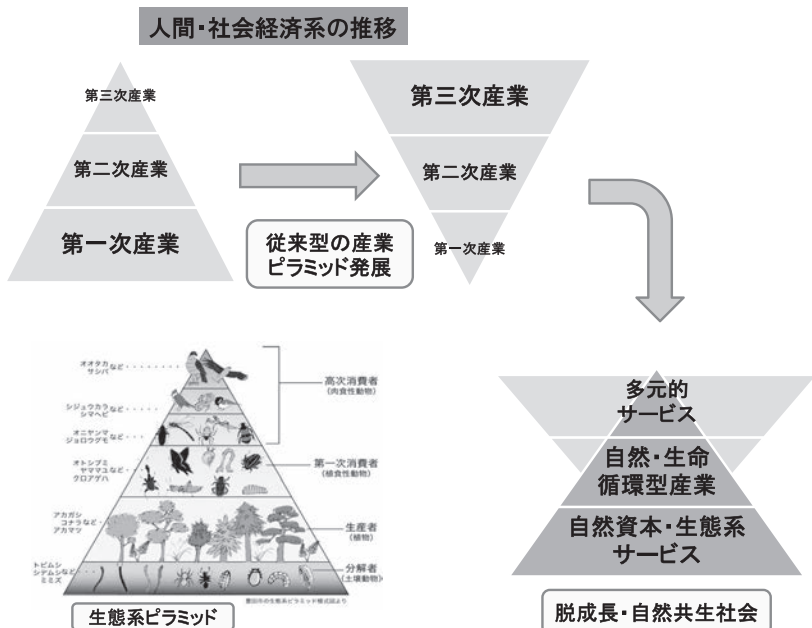
に頼らない農業といった狭い消極的な意味にとどまらず、単一生産力の極大化を見直し、内にも外にも豊かな関係性を再構築し、総体的・全体的に多面的な効用(価値)を生み出していく「共生・共創的な展開」へと視点を広げていくべきものである。

生命産業としての農業の新展開

工業生産モデルから生態系モデルへの転換が求められている状況を、端的に表現するキーワードに「持続可能性(サステイナビリティ)」がある。その実現のために、「ハーマン・デイリー」等が提唱してきた「持続可能性の三原則」が注目される。三原則とは、①再生可能資源を再生可能な速度内で利用する、②枯渇資源利用を縮小して再生可能なものへ置き換える、③汚染物の放出を無害化(浄化)できる範囲内にとどめる、という三条件である。これらの条件が満たされれば、再生可能なシステムとしての永続性が確保される。

産業構造の展開にあてはめれば、これまでのような化石燃料の大量消費で成り立った逆三角形的な産業構造を、自然生態系の循環(生態系ピラミッド)に適合させる内容に構造変革していくビジョンが求められる(図3)。それは最近一般化してきた農業の六次産業化とも通じる方向性だが、たんなる形式的な六次化ではなく生

(図3) 自然共生社会ビジョン (図は筆者作成)



命循環に基づいた展開を重視したものにしていく必要がある。

ふり返れば、一九六〇年代の高度経済成長期へと向かう時代、全国総合開発計画や列島改造論がもてはやされ、近代化を推進する基本政策として農業基本法や林業基本法などが制定された。それらは、既述したように単一的な価値に基づいて生産の極大化をめざす工業的生産モデルを全面開花させる政策展開（狭義の経済発展）であった。食料・農業政策としても、生産第一主義に傾斜した生産主義パラダイムによって大きく支配されていた。その成功が経済的豊かさをもたらした反面で、環境や資源や自然生態系（地球システム）の限界に直面することで方向転換を迫られている。

一九九九年に食料・農業・農村基本法、二〇〇〇年に循環型社会形成推進法、二〇〇六年には有機農業推進法が制定され、生産主義的な経済重視の政策から環境重視へとシフトする流れ（環境レジーム形成）が急速に高まってきている。とくに農業分野では、農業・農村の多面的機能が強調され、人と自然との多様な関係性に目を向けるとともに、暮らしや生活面にまで踏み込んだ地域政策として社会・文化的な要素を含みこむようになっていく。それはまさしく自然資本や生態系サービスへの再認識、新たな価値づけと評価の可視

化につながる流れとしてとらえられる。

来るべき自然・生命産業が勃興する時代においては、第一次産業を改めて経済の土台として位置づけ直して、食・農分野のみならず自然再生エネルギーや自然素材利用などを含んだ広義の有機的生産という枠組みの上に構想する必要がある。生産・加工・流通・消費から観光や福祉・教育などサービス・情報分野にまで、第一次産業の高度化・高次化が図られていく新展開が求められている。有機農業の将来方向をこうした文脈から展望していくべきなのではなかろうか。

(参考)

ティム・ラング他著『フード・ウォーズ』コモンズ、二〇〇九年
(邦訳)。

ハリエット・フリードマン著『フード・レジーム』こぶし書房、
二〇〇六年 (邦訳)

エリザベス・ヘンダーソン著『CSA 地域支援型農業の可能性』
家の光協会、二〇〇八年 (邦訳)

古沢広祐ほか『環境と共生する農』ミネルヴァ書房、二〇一五年。
拙著『共生社会の論理』学陽書房、一九八八年。

グリーンピース『生態系農業』レポート、ネット公開二〇一五年
一〇月

<http://www.greenpeace.org/japan/ja/library/publication/>

有機農業がつむぐ地域経済 ～多様な農の在り方を受容する小川町

東京大学大学院新領域創成科学研究科 博士課程

折戸 えとな

はじめに

日本の有機農業は農政や農協による農業の近代化と逆行し、時流に抗いながら運動として始まった。目覚めた農民と消費者が共に手を取り自発的はじめた「新しい社会運動」であり、少数派の人びとの間での「提携」や独自の小規模流通システムの中にとどまっていた。大規模流通には乗らず、「顔の見える関係」と「信頼」の中で農産物がやり取りされてきたこのシステムは次第に世界に広まり、CSA (Community Supported Agriculture) やAMAP (フランス語「農民農業支える会」) などに展開し、世界の農民と消費者の運動として広がった。国内では、有機農家を支えてきた専業主婦を中心とした消費者グループの高齢化、女性の社会進出、社会構

造の変化に伴い、個人の消費者が直接農家を支える従来型の提携のあり方はいま壁にぶつかっている。

耕作面積では、有機農業の取り組み面積は〇・四％であり、有機農業の普及に関しては伸び悩んでいることの証しである。そのため有機農業推進基本法案の見直しでは五年後に一％までの拡大を目指し、農水省は「環境保全型農業センサップ戦略研究会」アグロエコロジーな社会をデザインする（仮称）という研究会を立ち上げている。さらに、今年に入り流通事業者団体の形成を通じて有機農産物等の消費拡大、認知度向上のための「有機農産物等流通事業者団体連絡会（準備会）」、「オーガニックマーケティング協議会」などが立ちあがり活発な動きがあることもこれからの有機農業の方向性は変わりつつあるかもしれない。地球環境という大きな俯瞰図の

中で有機農業や持続可能な農業を考えるとときに、「運動かビジネスか」「民か官か」という狭窄しがちな二項対立的な見方に陥ることなく、そのどちらもバランスよく推進していく道を探る必要があるだろう。転換を迫られるのは、私たちの発想ということが言えるかもしれない。

ここで紹介する埼玉県小川町は、現在「有機農業の町」として知られており、提携を軸とした一軒の有機農家の挑戦が四〇年を超す年月を経て、村や町ぐるみの取り組みへ広がった事例として評価されている。下里地区は地場産業と連携し、地元の慣行農家たちが有機農業に転換した事例として二〇一〇年に農水省の「むらづくり部門」の天皇杯を受賞した。ここでは、小川町の事例からどのようにして小川町が「有機の里」になったのか、現在抱える課題も含め考えてみたい。

一人の有機農家の出発は都市の消費者とともに

小川町が「有機農業」で知られるようになってきたのは、比較的最近のことである。それも、町の外から様々な人がやってきて、メディアに取り上げられるようになり、知名度を高めることになった。しかし、地元の人は永らく（もしかしたら今でも）「有機農業」が自分たちの町の看板になっていることに気がつかずに暮らしてきた。

た。

一九七一年に下里地区で、金子美登がたった一人で有機農業を志したのが始まりだ。その後、金子の霜里農場に研修生として一九八三年に入った田下降一（株式会社風の丘ファーム）が小川町の八和田地区に新規就農し、さらに一九八五年に河村岳志（河村農場）が研修後に下里地区に就農した。こうして、霜里農場の研修生が新規就農者として小川町にとどまりその後、彼らもまた研修生を受け入れる側に回り、現在まで小川町の有機農業生産グループや小川町有機農業推進協議会の中核を握る存在として活躍している。現在町内には四〇名を超える農業者がおり、そのほとんどは新規就農、町外からの移住組だ。そして町内の面積比では一四・三％が有機農業になっている。

町史を紐解いてみると小川町は一三〇〇年の歴史を誇り、町場として栄えた場所である。活発な市が立ち、秩父と横浜を結ぶ物資の中継地としてその活気と賑わいがある武蔵の小京都と言われた。全体として農地面積も多くないことから、江戸期には、すでに年貢は米ではなく金納であったこともあり、農家の副業として地場産業が発展し、建具、和紙、酒蔵、素麺などが盛んな土地であった。また町場での市は大変な賑わいで、常に外部の人たちが行きかう解放性があった土地柄だともいえる。

この小川町の歴史から、有機農業の町が生まれたことは、とても興味深いことでもある。戦後の農業の近代化、大規模化の路線から見れば、一見不利にも見える自然条件の中、農が存続していくための在り方を模索した金子の見つめた方向性こそが、今の小川町を有機の里にしていた原点である。金子の父親は酪農を中心に、花卉、薬草なども栽培し営農をしてきた。金子自身もまた父親の酪農を手伝いながら「糞まみれの青春」をすごした。酪農と近代農業への疑問を持ち、悩んだ末にたどり着いたのが、現在のような数頭の乳牛や平飼い養鶏を組み合わせた有畜複合型少量多品目栽培での有機農業であった。

「選択的拡大」以降、手間ばかりかかって儲からない麦や大豆は、次第に全国的に作られなくなったが、金子は少量多品目の営農で、昔ながらの米麦二毛作も続けてきた。営農の基本は常に「自給」であり、消費者は「自給の延長線上」に位置づけられた。「みんながうらやまほどの豊かな自給をしてみせよう」という心意気が、農村が色あせていく時代の若き金子の決意でもあった。六〇年、七〇年代は都市と工業が輝きをもち、農村では離農が加速し、衰退の一途をたどった時代である。しかし金子自身はその時代の更なる先を見据えて「未来を見つける農場」として自分の実践を地道に続けた。村の中で

は「有機農業」という言葉などは口に出せないような雰囲気の中、農業空中散布に反対し、リゾート法によるゴルフ場建設に反対し、村人からは「変わり者」のレッテルを張られた時期を永らく過ごす。そんな駆け出しの頃の金子の農業を支えたのは都市の理解ある消費者たちであった。また妻も働きに出て農外収入を得て家計を支えた。その頃、農作業は金子と両親と「研修生」と呼ばれる有機農業を学びたい全国から集う若者たちと寝食をともしながら行われた。この研修制度は現在も続いており、国内外一五〇名以上になる。

地域の地場産業との連携する

金子が有機農業を始めて、技術や地力が向上し、収量も安定してきた就農一〇年目の一九八七年、地元の地場産業である酒蔵、晴雲酒造社長、中山雅義（故人）が「有機米を使った酒を造りたい」と声をかけてきた。酒造業界では日本酒の消費量が減り始め、酒蔵の存続をかけて蔵の方向性を模索していた。中山はある日、「有機米で酒造り」という新聞記事に目をとめ、安い大量生産の酒造り路線ではなく、有機米での酒造りに活路を見いだそう思い立った。記事は八郎潟の農家について書かれており、早速電話して問い合わせたが「米はもうない」と言われた。そこで小川町役場に行って相談したところ、「町

内で金子さんが有機米をつくっている」と教えてもらい紹介してもらった。中山は、一キロ六〇〇円で有機米を買った。金子が提示した「農家が再生産可能な価格」であり、酒米の一等米、山田錦とほぼ同等の価格であった。

一樽仕込むには小川町の米だけでは足りず、山形県高島町の仲間の有機農家に加勢してもらい、酒造りが始まった。「小川の自然酒」は近隣に住んでいたアメリカ人紙作家のリチャード・フレイビンの和紙のラベルを張って売り出された。

中山にとって、「小川の自然酒」は酒蔵の将来性を見込んだひとつの経営戦略ではあったが、それは同時に造り酒屋の「旦那の遊び心」でもあった。地元の農家を応援する、米を買い支えることに余分な支出になったとしても、それは「旦那」のやるべきことで、「旦那がいなくなったってしまったら町はダメになる。」金子をはじめ、小川町の有機農業を支えることは彼にとって造り酒屋の「旦那の粋」でもあった。

金子は晴雲酒造を皮切りに、うどん作り、醤油づくりなども地元の農産加工業者と組んで始めた。隣町にある「とうふ工房わたなべ」、小川町の「三代目清水屋」が大豆を豆腐にして売り始めた。とくに「とうふ工房わたなべ」は年商三億円以上になった豆腐屋の成功事例にもなった。「とうふ工房わたなべ」の社長の渡邊一美が、

豆腐屋を継いだ一九七〇年代、当時、大型スーパーの流通に安い輸入大豆を用いて大量出荷する豆腐作りに限界を感じ始め、これ以上安値合戦では生き残れないという悩みを抱えていた。そのような時に消費者との勉強会で遺伝子組み換え大豆のことを知る。そして「地元大豆や国産大豆で豆腐を作ってくれたら買うから作ってくれ」という消費者の要望に応えて豆腐作りを開始した。また既に聞いていた金子の「三〇軒の消費者と直接つながるという」提携モデルを参考にして、「スーパーよりも高い豆腐であっても理解して、買ってくれる消費者が三〇〇人くらいいればなんとか豆腐屋としてやっていけるかもしれない」と店頭直売に切り換えていく。

現在青山大豆という小川町の青山地区の在来品種を、品質ごとに一キロ四〇〇円～六〇〇円で買い取る。「全量買い取り、即金、再生産可能な価格」で買ってくれることが地元の有機農家を支えている。またこうした販路がすでに準備されていたことが、下里地区の慣行農家による有機農業への転換に大いに関係している。頑張っ無農薬・無化学肥料で大豆を作れば、この価格で買ってくれるという筋道が見えていたからこそ、有機農業に転換できたのであり、販路と価格の保証は現実的な転換の大きな要因である。

有機農業に転換した地元農家をささえる企業の取り組み

下里地区の慣行農家が徐々に有機農業に転換し、米、大豆、麦のブロックローテーションで栽培、米は都内にある自然食レストランにまとめて卸していた。しかし二〇〇八年のリーマンショックでこのレストランが閉店となっていました。一気に一・八トンの有機米の在庫を抱えることになって困っていたその年、農場の見学会に来た埼玉県の住宅リフォーム会社OKUTA（大宮市）の社長の山本拓巳は、その場で「一・八トン買います」と即答した。山本はまずは「自分が食べたい」と思ったと率直に語っているが、彼は「一世帯月五キロ、年間六〇キロ、三〇世帯でこれは、はけると思った。会社の従業員は三〇〇人くらいいるので、一割の社員が参加してくれば、簡単に売れるのではないか。ということでは会社に相談もせずその場で即決した」という。OKUTAは埼玉県内の「オーガニックの家づくり」自然素材を使った住宅をつくる会社である。現在は、下里地区とのつながりを深め、会社の新人研修に田植え、草取り、稲刈りを組み入れている。米の購入を希望する社員には、給料から天引きで米代を徴収し、「給料の一部を米で払う」というフリースでこの取り組みを表現する。今はアウト

ドア製品を扱う会社Patagonia（パタゴニア）の環境貢献の寄付金制度1%for Planetに参加し、毎年、珪藻土の売り上げの1%を下里地区の里山管理のNPOに寄付をしている。

韓国や国内では静岡県が一村一社運動に取り組んでいるが、地域が農家を支える仕組みとしてのCSA、また企業の社会貢献としてのCSR活動としても、OKUTAと下里地区の関係は今後の有機農業のあり方は示唆に富む。晴雲酒造の中山と金子の連携は、今は無き古き良き「旦那」が「経営戦略」と「遊び心」と「地域貢献」を兼ね合わせたつながりであった。一方OKUTAは日本に数多くある中小企業の社長の判断とセンスに導かれ、会社のCSR活動の一環として生まれたつながりである。これからの有機農業の可能性へのヒントがここにもあるかもしれない。

新規就農者の販売先を確保する

道の駅、直売所は日本全国にあり、地元の消費者や観光客にとっては安くて新鮮な野菜が手に入るありがたい場所だ。小規模農家、趣味や生きがいとして農作業を続けている人々にとって、小遣い稼ぎの出荷ができる場所となっている一方、値段が安すぎて、若い農家や、専業の農家にとってはもろ手を挙げて喜べないという声もあ

る。いずれにせよ、新規就農者にとり収納と同時に、少量出荷できる販路があるというのは大変ありがたいことである。またまって安定的に出荷できるようになれば、別の販路を開拓できるが、新規就農直後は栽培もままならなければ、こうした小ロットでも収穫物がある時だけ出荷できる場所はありがたい。

二〇一四年四月から小川町の道の駅に地元有機農産物を置くスペースができた。意外に思われるかもしれないが、小川町は行政主導で有機農業が展開してきたわけではないので、道の駅に有機農産物販売コーナーができたのは最近になってから、それも担当責任者が経営転換を打ち出して始まった試みだ。以前は、小川町内で有機農産物を地元の人が買える場所は、「カタクラ」というホームセンターの一角で開かれる毎週日曜日の直売所、そしてそれがなくなった後は「久保マルシェ」と呼ばれた、和紙工房の庭先を借りた直売所などであった。現在は少しずつ増え始め、「たまがわ」の直売所や、「ときのこや」と呼ばれる若い新規就農者たちの自主出荷の直売所、小川の「朝市」、晴雲酒造の「トラック市」などが開かれるようになった。

小川町には「有機農業生産グループ」という共同出荷をするグループがある。三年前に生産グループの「販売部」がなくなり、現在は「小川有機會」という名称で販

売部を継続させている。現在代表を務める渡辺秀司は二〇〇三年に霜里農場で研修をした定年帰農組の研修生の一人である。サラリーマン生活をやめた渡辺は隣の嵐山町に家建て、有機農業を始めた。現在有機會の出荷先は小川町発祥のスーパー「ヤオコー」である。近隣の緑ヶ丘店、嵐山店、つきのわ店の三店舗に出荷する。ヤオコーは地元の一般消費者が買いに来る場所である。開始当初の二年目くらいまでは売れ行きが芳しくなく、やめようという声も販売部では出ていたが、渡辺は「弱小」の若い新規就農者が小さいロットでも出荷できる安定的な販路として何としても継続したいと踏みとどまった。農家はつくることに熱心でも必ずしも売るのが得意とは限らない。農業は「作る」と「売る」が両輪として回らなくては成り立たないが、実際にはこのバランスこそが難しい。売り先があっても売れるものが無いというのも困るが、沢山出来てしまったが売り先が無いというのもまた困る。このバランスをとることこそが営農の鍵だ。

新規で上手に売りさばく人たちも出てきているが、「苦手な人たちでもできた収穫物を売っていく場所を確保し、彼らを応援したい」という気持ちで渡辺には強い。渡辺は自分のような定年帰農組は子育ても終わり、家もあり年金収入もある中で有機農業だが、これから結婚し、子供を産み育てていく若い人たちをどう支援するの

かが喫緊の課題であり、今の自分の役割だと思っている。

「有機会」の共同出荷の難しさは、小川町の新規就農者の農の取り組み方の多様性にある。小川町の新規就農者は、田舎暮らし派、半農半X、専業農家を目指して農業で自活したい人と多様だ。また専業を目指したがやはりアルバイトしながら農業を続けたり、子供が生まれれば、現金収入を稼ぐために夫婦とちらかが勤めに出たり、というケースもある。

小川町は歴史的に見ても複合生業的な生き方がこの町の人びとの歴史的な生き方でもある。現実にはその多様な農のあり方に合わせて出荷ができるためには、渡辺の言葉を借りれば「それぞれの考え方がるので、それを一本の太いベクトル」にするのは難しいし、「曖昧さとかそういうものを引き受ける」体制をつくらざるを得ない。どうやってその中で共同出荷していくか、無責任体制にならずに、若い人たちにイニシアチブをとってもらうように支援するというのが現在の課題だ。

農産物を食べさせるレストラン

今、小川町や近隣町村では、有機野菜を食べられるレストランを増やそうとしている。そうはいっても、現実の経営は難しく、なかなか継続できない店多い。その中でも小川町駅前の「わらしべ」は開店から一〇年目に入



り町内外の人に愛される店となった。「生活工房つばさ遊」の高橋優子が始めた女性たちを中心に運営されている「ベリカフェ」は日替わりシェフのレストランだ。日替わりであることは、シェフにとっても、またお客さんにとってもありがたい仕組みかもしれない。シェフは地元の家だつたり、主婦だつたりする。自分の家の延長のような店、また特別なご馳走というよりは「おうちのごはん」といったメニューが食べられる店のニーズは実は高く、野菜を買って料理するのは面倒、でも作ってもらうらび食べたい、そんな人のニーズもあるだろう。今まではどうやって「野菜を売るか」が農家としては

重要だった。しかしどうも最近周りを見渡すと、若い人も年配者も料理する人が減っているような気がする。そんな中で「どうやって野菜を食べてもらうのか」を考える必要があるのではないかと感じている。年齢を問わず料理するのは大変だという人たちが増えてきている中で、有機野菜や健康で美味しいものが食べられる外食産業も増えてきたが、都会では「有機野菜を使っている」となると比較的高級店だ。中食、外食に有機野菜が使用されることで有機農産物の消費を増やすのもこれからの可能性につながる。農家は売り物にならない不格好な野菜をもて余す。味も栄養価も変わらないが、やはり値段をつけて売るとなると気が引けるといような、沢山の「はねもの野菜」を調理して提供できれば野菜は無駄にはならない。

しかしそこには課題もある。調理する側も有機野菜の扱いに慣れていなければうまく調理できないし、調理に余計な手間も時間にかかるのでプロになればなるほど倦厭される。学校給食への導入のハードルの高さの理由のひとつもそこにある。そんな有機野菜を調理して食べてもらうには、調理する側も技能や工夫、食べる側も理解が必要になるだろう。農家のニーズや有機野菜の特質を熟知し、臨機応変に対応できる「わらしべ」や「べりカフェ」のようなレストランが増えるには工夫や仕掛けが

必要だろう。

おわりに

周知のとおり、国政主導の農業改革は「大規模化」「強い農業」というキャッチフレーズで進められている。しかし日本の農村は自然条件も文化的にも個性的な土地柄に恵まれ、「大規模化」一辺倒や「強弱」で表現してしまうには惜しいほど、あまりにも多様で豊かな農と暮らしのあり方を存続させてきた。小川町がその豊かな個性のひとつであることは論を待たないだろう。「有機農業」を軸に四〇年以上の時間をかけて培ってきた世界は、与えられた地理的条件、身近な自然資源を活かしながら生きてきた人の暮らしと生業（なりわい）が息づく小さな地域経済圏であり、人の暮らしも生業もその個性を受容する余地を残して営まれている。今、国内外の多くの人々を魅了するものは、そうした小川町の、多様性を受け入れ続け、かつ常に新しい試みが生まれるダイナミックなユニークさなのではないだろうか。

i 小口広太（二〇一三）「地域社会における有機農業の展開要因に関する一考察：埼玉県小川町下里一区を事例として」『有機農業研究』、日本有機農業学会 編

（文中内すべて敬称略）

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」 ③

農業経営の実績評価・改善計画を 支援するシステム「CAPSS」の開発

農研機構・中央農業総合研究センター 松本 浩一

一 はじめに

わが国では、近年の農業労働力の急速な減少に対して、新規就農者を増加させることが喫緊の課題となっている。近年の新規就農者の動向を確認すると、新規就農

者は六万人前後で推移し、特に重要と考えられている三九歳以下では一・五万人前後で推移している。しかし、新規就農者のうち三割程度が短期間に離農していくため、青年層での定着数は一万人程度と見込まれている^②。つまり、青年層の新規就農者数を増やすとともに、定着させていくことが重要となる。そのためには、生産技術の早期習得、資金力や販売力の確保等が必要となり、新規就農者が定着できるまでにこれらを支援する体

制が望まれる。特に、自立志向型の新規就農者に対しては、経営管理技術の習得も求められ、それを支援できる情報システムを開発することが、農業経営研究の果たす役割の一つと考えられる。

農研機構では、これまで営農計画の策定を支援する「営農計画策定支援システムZIBFM」や経営診断を支援する「Web版農業経営診断サービス」を開発してきた^③。これらは、経営管理活動における計画や診断を支援するための情報システムである。しかし、経営の持続的な発展にはマネジメントサイクルに基づく経営管理の実践が有効であり、それを支援できる情報システムが求められている。そこで、農研機構では、「ZIBFM」や「Web版農業経営診断サービス」などの既存資産を

有効活用しながら、新規就農者のマネジメントサイクルに基づく経営管理を支援する情報システムを構築した。構築した情報システムは、PDCAサイクルの評価（Check）、改善（Act）、計画（Plan）で入出力される情報を有機的な連携利用を図ることで経営実績の分析から改善計画の策定までの管理活動を支援できる。そのため、その名称は、「CAPSS:Check-Act-Plan Support System」とした。

本稿では、構築した「CAPSS」の特徴を報告する。

二 「CAPSS」の全体構成

「CAPSS」は、表1に示す六つのサブシステムによって構成されており、各サブシステムは以下の機能と特徴を持つ。

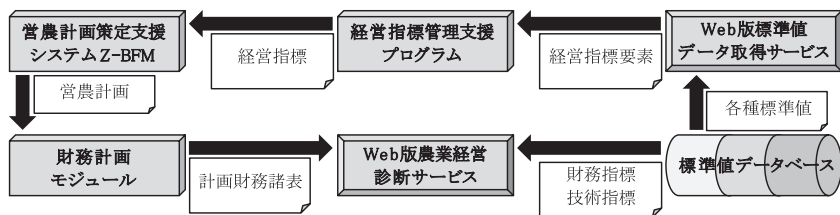
①「Z-BFM」は、線形計画法が試算計画法による営農計画が策定できるExcelアドインツールであり、主に改善および計画で利用できる。②「財務計画モジュール」は、「Z-BFM」で作成される営農計画を利益計画として再利用した上で、期首貸借対照表と財務取引に係る財務計画シナリオを設定することで、計画財務諸表等（損益計算書、貸借対照表、資金繰り表）を提供するExcelアドインツールである。③「Web版農業経営診断サービス」は、財務分析に基づく経営診断

を実施するWebアプリケーションであり、主に評価で利用できる。また、「財務計画モジュール」等で作成できる計画財務諸表等を用いれば、財務分析に基づく計画評価もできる。④「Web版標準値データベース」は、「標準値データベース」内の所定のデータを選択取得できるWebアプリケーション

表1 「CAPSS」を構成するサブシステムの概要

サブシステム名	特徴	種類	利用場面	入力情報	出力情報
営農計画策定支援システム Z-BFM	営農計画の策定支援	Excelアドインツール	改善→計画	経営概況、計画の前提条件、経営指標(bfmファイル)等	最適な営農画案、試算した営農計画案
財務計画モジュール	Z-BFMの営農計画から財務計画の作成支援	Excelアドインツール	改善→計画	Z-BFMの営農計画、期首貸借対照表、財務取引のシナリオ	計画損益計算書、計画貸借対照表、資金繰り計画表
Web版農業経営診断サービス	標準値を利用した実績や計画の評価	Webアプリケーション	評価→改善→計画	経営概況、貸借対照表、損益計算書等	財務指標、技術指標、標準値との比較結果
Web版標準値データ取得サービス	標準値データの取得	Webアプリケーション	評価、計画	取得したい地域や作目等	標準値の財務指標と技術指標、標準的な経営指標要素(xmlファイル)
経営指標管理支援プログラム	Z-BFMの経営指標の作成支援	Excelアドインツール	改善→計画	経営指標要素(xmlファイル)	経営指標 (bfmファイル)
標準値データベース	CAPSSで利用する標準値を格納したデータベース	データベースサーバー	評価、計画	SQL	財務指標、技術指標、経営指標要素のデータ

図1 「CAPSS」の全体構成



注1) 矢印が各種経営情報の連携利用関係を示している。

2) 標準値データベースは、財務指標、技術指標、経営指標要素の3つのデータベースで構成される。

ンである。⑤「経営指標管理支援プログラム」は、「標準値データベース」内の経営指標要素データを管理するExcelアドインツールである。「Z-BFM」で利用できるデータ形式への変換等ができる。⑥「標準値データベース」は、財務指標、技術指標、経営指標要素の3つのデータベースで構成される。以上のサブシステムは、図1に示すように、別のサブシステムからの出力情報を入力情報として再利用することで、「CAPSS」内における経営情報の有機的な連携利用を図り、それによって「CAPSS」全体を構成することとなる。

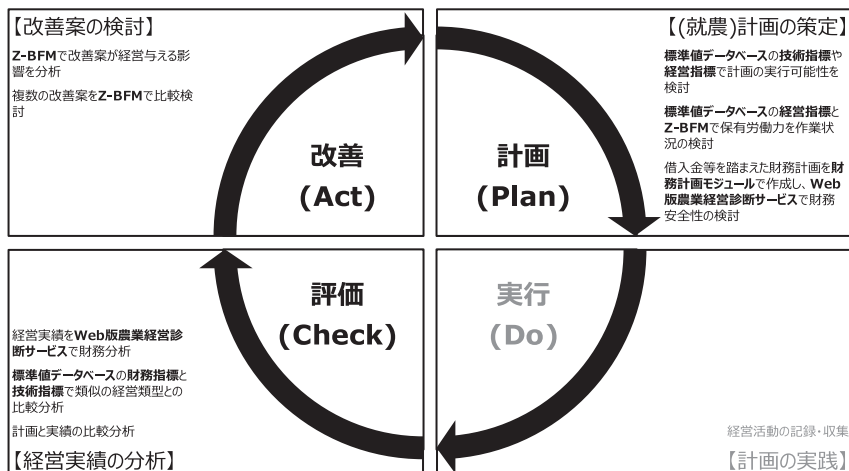
三 PDCAサイクルに即した「CAPSS」の活用方法

新規就農者の経営支援を想定した場合、「CAPSS」は、PDCAサイクルに沿って以下のような利用ができる(図2)。

計画(Plan)・・・新規就農者の最初の計画には、新規就農計画がある。ここでは、主にその計画に対する実行可能性と財務安全性を検討し、その結果を踏まえた計画の修正に利用できる。実行可能性の検討方法は、「標準値データベース」の「技術指標DB」や「経営指標DB」を利用し、それら標準値と計画値の比較分析を行う。また、「Z-BFM」を利用し、保有労働力を踏まえた旬別作業時間の状況を確認する。一方、財務安全性の検討方法は、「Z-BFM」と「財務計画モジュール」を連携利用することで、借入金等の財務取引も踏まえた計画財務諸表等(計画損益計算書、計画貸借対照表、資金繰り計画表)を作成し、資金繰りの状況を検討する。また、「Web版農業経営診断サービス」を連携利用し、各種の財務指標を用いて検討する。

評価(Check)・・・経営実績の分析では、「Web版農業経営診断サービス」を利用して、類似の経営類型における標準値と比較分析することで、経営活動の課題

図2 PDCAサイクルと「CAPSS」の利用場面



が抽出できる。また、計画と実績の各財務諸表を用いた財務指標の比較分析は、計画と実績の双方からの課題が抽出できる。

改善(Act)・・・改善案の検討から計画の策定では、抽出課題に対する改善案について、「Z-BFM」を利用して、改善案が経営に与える影響を事前に検討できる。また、「Z-BFM」の営農計画の比較表示機能を用いることで、複数の改善案の比較分析からより良い営農計画を策定できる。

四 「標準値データベース」の活用方法

「CAPSS」の特徴の一つは、「標準値データベース」を連携利用することである。このデータベースには、利用制約があるデータも含め、財務指標七五類型区分、技術指標七一種類、経営指標二、一五一種類を内蔵している。これらの標準値は、「CAPSS」の各種ツールで活用する一方で、利用者が直接参照したい場合は、それらを任意に取得することもできる。これにより、利用者の目的に応じた活用が期待できる。例えば、財務指標の標準値は、独自の財務分析結果に対する参照で利用できる。また、新規就農者のように経営実績がない場合、技術指標や経営指標の標準値は、就農計画の基礎資料に活用できる。

五 今後の開発方向

「CAPSS」によってPDCAサイクルの評価から計画までにかかわる一連の経営管理活動を支援するための情報システムの基礎ができたものと考えている。しかし、新規就農者の支援に対して、「CAPSS」の計画、診断、改善の各機能は、改良すべき余地が多数にあるため、今後、ユーザビリティ評価も踏まえた改良を図る必要がある。

また、今後の診断システムとしての展開方向としては、マネジメントサイクル全般を支援できる方向に展開を図る必要があると考える。そのため実行（Do）に対して診断システムとしてどのように対応するかを検討する必要がある。評価、改善、計画で利用する経営情報の効率的な記録・収集という視点に立てば、各種開発されている農作業履歴管理支援システムとのデータ連携が一つの方向になるであろう。他方、農業経営研究の視点からは、評価、改善、計画で利用することを前提とした経営情報の管理方策を説明することが必要になるであろう。例えば、農業経営における効果的な管理会計の確立などが具体的な課題と考えられる。以上の開発によって、PDCAサイクルに即した経営管理を一貫して支援する情報システムへの発展が期待できるものと考えている。

注

- (1) 本稿は拙稿「新規就農者の経営診断から改善計画の策定を支援するシステム「CAPSS」の開発」『関東東海農業経営研究』一〇四および拙稿「新規就農者等の支援担当者が使える農業経営の実績評価・改善計画を支援するシステム「CAPSS」『農業経営通信』二五九、をもとに加筆・修正した。
- (2) 農林水産省『平成25年度食料・農業・農村白書』の八五頁を参照した。

- (3) 「Z-BFM」および「Web版農業経営診断サービス」の詳細は、それらの紹介Webサイトである「農研機構―経営管理システム (<http://imrp.dc.affrc.go.jp/>)」内の所定のWebページを参照。

編集後記

TPP閣僚会合が、3日間の日程延長の末「大筋合意」

した。焦点の農業分野の交渉では、米国などからの市場開放圧力に屈して軒並み大幅な譲歩を繰り返し、まさに惨憺たる結果といつて良いのではなからうか。コメの無税輸入枠の設定、牛・豚肉関税の大幅削減などを受け入れるなど「聖域」「国益死守」「国会決議」などと大層な言葉が躍ったものの、交渉ではその言葉の意味はほとんど顧みられなかったのだらう。

市場圧力に屈してと記したが、政府は交渉参加を決めた時点で今日の結果を想定していたのでは、との想いもよぎる。結果を解かっているながら火中に飛び込み、交渉終盤は日米関係優先で自らその「クリ」を拾いつつ合意に向けた交渉をリードしたように映った。それは、交渉を一切秘密裏に進めたことや、日本政府の米国に対する過度なおもねりの姿勢が目立ったからでもある。

農業分野に限らず、知的財産分野や紛争解決手続き（ISD条項）も明確な担保がされず不透明さが残った。とりわけ最後までもめた新薬のデータ保護期間が実質5年で決着されたが、米国にとってはそれでも利に適った結果なのだろう。医薬品・医療機器分野は、製造業におい

て日本が対米輸入超となっている唯一の分野であり、国民皆保険制度堅持の立ち場からも日本が最大級の関心を払わねばならない分野でもある。

ベストセラー「沈みゆく大国 アメリカ」の著者の堤未果氏は「私たちが日々使用している国民皆保険の成り立ち、仕組みをわかっている人がどれだけいるだろうか」と問いかけている。米国が30年も前から未曾有の高齢化が進む日本をターゲットにあの手この手で市場開放を迫り、莫大な実利を得ていることを詳細に記している。そして、「どれだけ他国が羨む制度を持っていたとしても、その価値に気づかなければ簡単にとられてしまう。無知と無関心が手の中に負けるカードを増やしていく」と。先般閉幕した今年の通常国会で医療改革関連法が成立したが、米国の要請に基づき「混合診療」を更に進めるための「患者申し出療養制度」の導入も決められた。

国内農業への大打撃が避けられない合意内容に農業の現場から怒りの声が上がっており、政府は早速お家芸の「TPP総合対策本部」を立ち上げた。安倍総理も「政府が責任を持って万全の措置を講ずる」と得意の口上を述べるが、もう言葉にだまされるのはよそう。

国民も、とりわけ農業者・系統団体等も、政治への監視の目をもっともって養い、声をあげよう。（太田）